

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 54 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2019 年 9 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

[Japan Practice 紹介サイト](#)

対豪投資における「外国政府投資家」の意義

オーストラリアに対する海外からの投資は、その種類や規模によって、Foreign Investment Review Board (FIRB) の事前承認が必要になる場合があります。とりわけ、投資しようとする者が「外国政府投資家」に該当する場合、投資対象となる会社や事業の価値を問わず FIRB の承認が必要となりますし、民間の投資では求められない新規事業の開始についても FIRB の承認が必要となるなど、承認が必要となる範囲が著しく広がるため、外国政府投資家に該当するかどうかを慎重に検討することが極めて重要になります。

「外国政府投資家」には、外国政府または外国政府機関だけでなく、外国政府または外国政府機関が 20%以上の権利を持つ会社や事業体なども含まれます。したがって、たとえば、外国政府または外国政府機関が 20%以上出資する会社（ペーパーカンパニーを含みます）に出資して、その会社からオーストラリアに投資しようとする場合、外国政府投資家としての規制を受けることになります。

本稿では、外国政府投資家の要件とそれに該当した場合の実務上の留意点について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら



その他の注目のトピック

複数の誤解を招く表示に対する罰則（消費者法）

オーストラリア連邦裁判所は、LG社が欠陥のあるテレビを購入した2名の消費者に対して、オーストラリア消費者法に基づく消費者の権利について誤解を招く表示（misleading representation）を行ったとして、LG社に対して、1件の違反ごとに80,000ドルの罰金を命じました。このような違反ごとに罰金を科す判断は、多くの消費者が関係する違反行為では罰金額が高額になる可能性を示唆しています。

本稿では、本判決の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

石炭鉱山採掘プロジェクトと輸出制限条件（資源）

ニューサウスウェールズ州の独立計画委員会（NSW Independent Planning Commission）は、石炭鉱山の露天採掘プロジェクト（United Wambo）に対して、これまでに例を見ない石炭の輸出制限条件を付しました。この条件により、United Wamboはパリ条約当事国か、パリ条約当事国と同等の温室効果ガス削減政策を実施していると Planning Secretaryが考える国に対してのみ採掘された石炭を売却できます。

本稿では、本条件の内容と実務上の影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

クラスアクションと保険契約上の Single Claim（保険法）

企業に対する損害賠償請求をカバーする保険契約において、Single Claim毎に自己負担額（deductible）が設定されている場合、1つのクラスアクション手続によって提起された損害賠償請求は Single Claim といえるのでしょうか。Single Claim でないとすると、クラスアクションに参加した多数の原告の請求毎に自己負担額が設定されることになるので、企業は多額の自己負担を強いられることとなります。ニューサウスウェールズ州控訴裁判所（Court of Appeal）は、保険契約に規定された Aggregation Clause（一連の関連する不法な行為によって生じた請求は Single Claim とみなすという規定）に基づき、クラスアクション手続によって提起された請求は Single Claim にあたると判示しました。

本稿では、本判決の内容と実務上の影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説 〔第2版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたので、お知らせします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

SNS 上の不適切行為と解雇（労働法）

従業員が、自らの所属する会社の経営者に対する批判をフェイスブック上で投稿した行為に関し、その会社の雇用契約およびソーシャルメディアポリシーに違反することを理由に解雇された事案について、フェアワーク委員会（Fair Work Commission）は、その従業員のフェイスブックへの投稿は、解雇の「正当な理由」（valid reason）となるし、解雇にあたり公平な手続も与えられたけれども、その従業員の勤続年数、フェイスブックへの投稿までにその従業員は懲戒となりうる問題行為を起こしていないこと、その投稿を行ったときの従業員の健康状態等を考慮すると、解雇は適切な処分とはいえないと判断しました。

本稿では、本判決の内容と実務上の留意点について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

カルテルの免責ポリシーの変更（競争法）

価格拘束（price fixing）や入札談合（bid rigging）などが典型例であるカルテルと、競争を実質的に制限する目的・効果のある競争者間のコミュニケーションを意味する協調行為（concerted practices）は、ともに競争法で禁止されていますが、これらの行為を行っている者で、最初に監督機関（ACCC）に自ら報告した者は、免責ポリシー（Cartel Immunity Policy）に基づき、条件付きでその行為について免責を受けることができました。しかし、2019年10月1日から、本ポリシーが変更され、協調行為は免責の対象から除外されることになりました。

本稿では、本ポリシーの変更点と実務上の影響について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

タスマニア州環境法の改正（環境法）

タスマニア州政府はタスマニア州環境法（Environment Management and Pollution Control Act 1994）の改正案を発表しました。汚染されていない土や岩など、将来再利用が期待される廃材（clean fill）の該当性に関して、従来より厳しい基準を設けること、監督機関（EPA）の長に、モニタリングのために企業から EPA に提供された環境に関する情報を公にする権限を与えること、環境破壊を引き起こす可能性の高い活動に対して従来より厳しい罰則を与えることなどが規定される見込みです。意見提出は2019年10月4日までです。

本稿では、本改正案の概要について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

最近行われたセミナーのご報告

豪州の観点から見たガバナンス (2019年8月13日、ブリスベン)

加納弁護士が、2019年8月13日に、「豪州の観点から見たガバナンス」をテーマに講演（ブリスベン日本商工会議所主催2019年度第2回勉強会）を行い、現地取締役の責任や不祥事対応、JV運営上の注意点に焦点を当てて、日本企業によるオーストラリアでの企業管理に関する主要な法令と実務上の注意点等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州クィーンズランド州

鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法 (2019年3月1日、東京)

加納弁護士が、2019年3月1日に、2018年11月豪州クィーンズランド州議会で成立した「鉱物・エネルギー資源（資金拠出）法（Mineral and Energy Resources (Financial Provisioning) Act 2018）」をテーマに講演（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）主催）を行い、新法が州内の鉱山プロジェクトおよび資源業界全体に与える影響について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

豪州企業の買収と運営 (2019年3月12日、シドニー)

加納弁護士が、2019年3月12日に、「豪州企業の買収と運営」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行い、買収後の対象会社との統合を難しくする要因や、買収後の統合の観点から買収前に抑えておきたいポイント、さらに買収後のグループ統合に焦点を絞った対象会社の運営のポイント等について解説しました。講演で使用した資料はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードすることができます。

最近の出版物

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕 (2019)

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されましたのでお知らせいたします。第2版では、2014年の初版刊行以降になされた、日系企業のオーストラリア投資や事業活動に大きな影響を与える主要な法改正等を反映しました。本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』（2019）

「オーストラリアにおけるビジネス展開」と題する本稿は、オーストラリアにおいて事業機会を求める投資家や事業者のために作成されたものです。本稿では、対オーストラリア投資を成功に導く機会を最大限に活用するために、知っておいた方が良い法律や規制を網羅し、その概略を述べています。本稿は直近の法改正等を盛り込んだ最新版となっておりますが、法律や商慣習は絶えず変化していますので、あくまで入門書としてのご参照下さい。具体的な投資判断の際には、事前に専門家のアドバイスを受けて下さい。本稿はこちらの[リンク](#)先から無料でダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



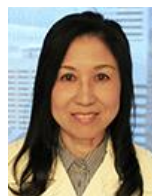
シニアアソシエイト 鈴木正俊
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロイヤー 藤崎信吾
（日本に出向中）



ロークラーク 高木大輔
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：dtakagi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com